

「インドネシア：投資優遇政令 2007 年 1 号を施行」

三菱東京UFJ銀行
アジア法人業務部

インドネシア政府は、ユドヨノ大統領が「15の特定産業分野」、「特定地域における9の特定産業分野」投資の所得税優遇を規定した政令『2007年第1号(特定のセクター及び特定の地域への資本投資に関する所得税についての政府通達)』に1月1日付で調印、即日施行したと発表しました。本政令は政令『2000年147号』の改正政令と言えます。

政令『2000年147号』では所得税優遇措置は統合経済開発地域 (KAPET = Kawasan Pengembang Ekonomi Terpadu) で活動する事業者に与えられていましたが、本政令にて特定のセクターへの投資をする企業へも対象が広がられました。対象となるセクターは「食品、繊維、既製服、化学物質、パルプ・紙板、医薬品、ゴム製品、鋼材・鉄鋼製品、エレクトロニクス、および輸送機器用部品など」の雇用の拡大が期待できる、またはパイオニア産業にあたる15セクターと報じられています。

同政令では、投資優遇税制措置の詳細について、下記の4点の優遇を定めています。

1. 合計投資額の30%見合い分について、6年毎年5%ずつを課税所得から控除する
2. 従来償却期間が10年以上だった固定資産に対して最短10年での加速度償却を認める
3. 特定の条件を満たした場合、欠損金の繰越期間を最長10年まで認める (※注:通常は5年)
4. インドネシア国外への配当支払に対する源泉税率を最高10%とする

上記1については、国内外からの新規投資と追加投資の両方が対象になります。優遇税制の適用を受ける為には、各企業は個別に関係官庁の審査・許可が必要になります。また、税制上の優遇措置は、保税地区や工業地区に設立された会社には適用されない予定です。さらに、優遇税制を適用された後に、会社の固定資産を他の目的のために使用してはいけないなどの規制があります。本政令の施行細則は別途発表される予定です。

《参考ホームページ》インドネシア財務省

<http://www.hukmas.depkeu.go.id/HukmasNews/BeritaPajak030107.htm>

(アジア法人業務部 小林裕子)

E-mail: Kobayashi@sg.mufg.jp

TEL: (シンガポール) 65-6231-1793

※ 本レポートは各種情報を取り纏めたものであり、信頼できると思われるソースを基に作成しておりますが、完全性を保証するものではありません。実際の適用につきましては別途インドネシア当局にご確認を頂きますようお願いいたします。